

令和6年度育児休業に関する減点同意書

		記入日	年	月	日
保護者氏名		保護者 生年月日	年	月	日
保護者連絡先		住 所			
施設・事業名	(申込中)		(申込中)		(申込中)
児 童 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ		
児童生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※きょうだいがいる場合は、人数分の提出が必要です。(原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可)

保育所・認定こども園等の利用(調整)申込みについて、次の事項について同意します。

1. 当該年度において、育児休業の延長が可能であるため、世帯状況にかかわらずマイナス 900 点を適用し、利用調整において低位の扱いとなることに不服はありません。
2. 利用調整の結果、利用決定がなされる場合があることに不服はありません。
3. 本減点同意書の有効期間は令和 6 年度中のみとなります。
次年度申請時に育児休業延長に関する減点を希望する場合、再度育児休業に関する減点同意書をこども未来室窓口へ提出します。
4. 育児休業に関する減点撤回申立書の提出をもって、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の入所希望月から待機期間が再算定されることとなります。その時点で、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
5. 次年度申請時に育児休業に関する減点同意書を提出しない場合は、マイナス 900 点の適用対象外となり、上記「4」と同様に待機期間が再算定され、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
6. 年度途中で本減点同意書を撤回する場合は、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の減点撤回申立書の提出期間に、育児休業に関する減点撤回申立書をこども未来室窓口へ提出します。なお、保育事由が変更になった場合でも、育児休業に関する減点撤回申立書の提出がなければ、当該年度において引き続きマイナス 900 点が適用されることに不服はありません。

参考

減点撤回申立書提出期間表

入所希望月	申込み締め切り	減点撤回申立書提出期間
令和6年4月1日	(1次選考対応) 令和5年10月31日	令和5年10月1日～令和5年11月7日
	(2次選考対応) 令和6年2月9日	令和5年11月8日～令和6年2月9日
	(3次選考対応) 令和6年3月8日	令和6年2月13日～令和6年3月8日
5月1日	令和6年4月10日	令和6年3月11日～令和6年4月10日
6月1日	5月10日	令和6年4月11日～令和6年5月10日
7月1日	6月10日	令和6年5月13日～令和6年6月10日
8月1日	7月10日	令和6年6月11日～令和6年7月10日
9月1日	8月9日	令和6年7月11日～令和6年8月9日
10月1日	9月10日	令和6年8月13日～令和6年9月10日
11月1日	10月10日	令和6年9月11日～令和6年10月10日
12月1日	11月8日	令和6年10月11日～令和6年11月8日
令和7年1月1日	12月10日	令和6年11月11日～令和6年12月10日
2月1日	令和7年1月10日	令和6年12月11日～令和7年1月10日
3月1日	2月10日	令和7年1月14日～令和7年2月10日